

随意契約理由書

件名	北神線直営保守に伴う信号設備改修業務
契約の相手方	日本信号株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務では、神戸電鉄に委託している北神線の保守点検を令和6年度から直営で行うため、西神・山手線電気検測車に搭載しているATC/ATO検測装置(日本信号(株)製)に、北神線ATC/ATO装置およびATO地上子T0の検測機能を追加するための改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・電気検測車のATC/ATO検測装置とは、電気検測車を夜間に走行し、ATC/ATO装置の信号波などの点検を行うものである。・ATC装置とは、列車の上限速度を自動制御し、速度超過や衝突事故を防止する装置である。また、ATO装置とは、列車の自動運転において定位置停止制御を行うため、地上の地点情報等を列車に伝送する装置である。 <p>また、北神線ATC/TD装置(日本信号(株)製)に、強制励磁機能・警報接点出力機能を追加するための改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ATC/TD装置とは、列車がどの区間を走行しているか把握するための在線検知を行う装置である。・強制励磁機能とは、列車の在線状態を強制的に非在線とするもので、夜間の連動検査等で必要な機能である。谷上駅では、今後のダイヤ改正により列車の駅泊車が開始されるため、点検の際には必要な機能である。・警報接点出力機能とは、既設北神線ATC/TD装置が故障した際に、警報監視システムに故障情報を出力する機能である。 <p>本業務では、既設装置の改修が必要であり、既設装置を製造・納入した事業者でなければ知り得ない技術資料および調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該業務を実施できるのは、日本信号株式会社のみである。</p> <p>【令和4年12月21日 請負契約審査会承認】</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 信号通信係 (電話番号078-791-9729)